

## 修了証の「再交付」又は「書替え」に必要なもの

### [定義]

**再交付**…①修了証を滅失（紛失）又は損傷したため新たに修了証の交付を受けるもの。  
②既に取得済みの複数の修了証を統合した一つの修了証に更新しようとするもの。

**書替え**…氏名に変更があった者が行わなければいけないもの。

再交付又は書替えの申請に必要なもの（提出するもの）は、以下のとおりです。

### 1 「再交付」と「書替え」に共通して必要なもの

(1) 申込書（様式第11号）

(2) 写真（免許証用：3.0cm×2.4cm、カラー又は白黒） 1枚

新しい「修了証」に貼付するために必要です。

※「岩手県高性能林業機械オペレーター認定証」、「林業架線講習修了証」は不要です。

(3) 自動車運転免許証のコピー（表面と裏面）

現住所を確認するために必要です。

※自動車運転免許証の住所と現住所が異なる場合は「住民票」を提出してください。

(4) 郵便切手

新しい「修了証」を郵送するために必要な切手で、申請する修了証に応じて以下の金額分の切手を提出してください。

ア 林業架線講習修了証	110円（普通郵便）
イ 岩手県高性能林業機械オペレーター認定証	140円（普通郵便）
ウ その他の修了証	460円（簡易書留）

### 2 「書替え」の場合に追加で必要なもの

現在所有している修了証に記載の氏名に変更があった場合は、新たな氏名に書替えた修了証の交付を受ける必要があります。

よって、1の(1)～(4)に加えて以下の2点を提出してください。

(1) 個人事項証明（戸籍抄本）

※「自動車運転免許証」に現在の「姓名」が記載されている場合でも、「個人事項証明（戸籍抄本）」の提出が必要です。

(2) 現在所有している修了証

### 3 旧姓又は通称の併記を希望される方

令和3年4月1日から、希望があった方場合に修了証への旧姓を使用した氏名又は通称を併記できることとなりました。併記を希望される方は、希望する氏名が記載された以下のいずれかの書類を提出してください。

(1) 旧姓を使用した氏名の場合

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票又は自動車運転免許証等

(2) 通称の場合

住民票又はそれに類する証明書